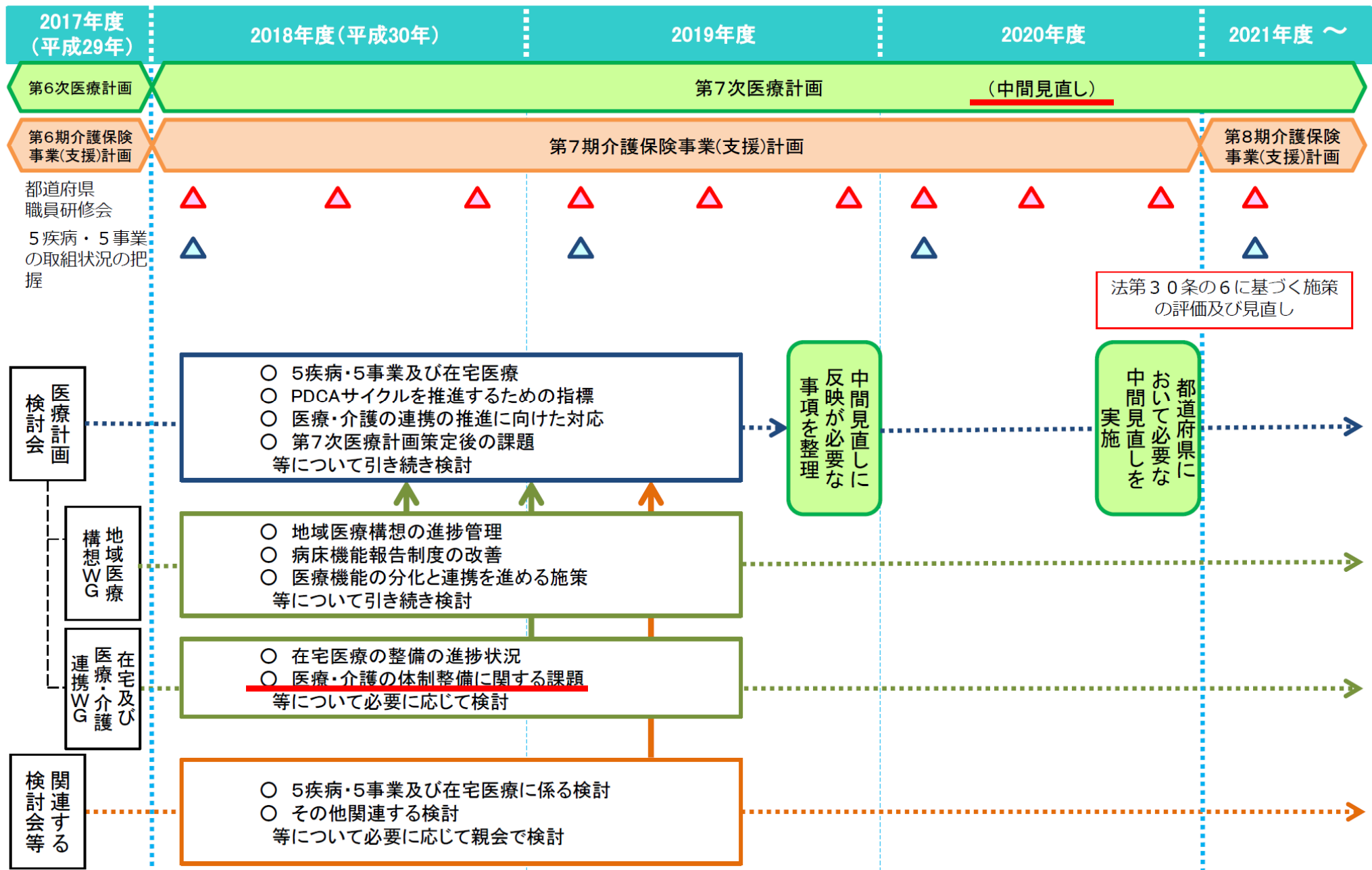


# 在宅医療に関する国の議論の動き について

令和2年2月25日  
三重県医療保健部長寿介護課

第10回医療計画の見直し等に関する検討会 平成29年3月8日 資料4を改変

# 今後の医療計画の見直し等に関する検討スケジュール(案)



# 在宅医療の充実に向けた取組の進め方について（H31.1.29通知）

- 平成30年4月から始まった第7次医療計画における在宅医療の提供体制に係る計画や、在宅医療の充実に向けて都道府県に取り組んでいただくべきことについて議論を行い、平成30年12月に「在宅医療の充実に向けた議論の整理」をとりまとめた。
- その内容を踏まえ、平成31年1月に厚生労働省として、「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」を都道府県の在宅医療部局と介護担当部局に通知した。

## ＜都道府県が取り組んでいくべき事項＞

- 第7次医療計画の改善
  - ・ 訪問診療に関する数値目標、在宅医療の整備目標等の設定
- 都道府県全体の体制整備
  - ・ 医療政策担当部局と介護保険担当部局の連携の推進
  - ・ 年間スケジュールの策定
  - ・ 在宅医療の充実に向けた市町村支援
- 在宅医療の取組状況の見える化（データ分析）
  - ・ 在宅医療の詳細な分析（KDBシステムの活用等）
  - ・ 個別医療機関や訪問看護ステーションへの調査（訪問診療、訪問看護の実施意向など）
  - ・ 市町村や関係団体等との情報共有
- 在宅医療への円滑な移行
  - ・ 入退院支援ルール策定の策定、運用
- 在宅医療に関する人材の確保・育成
  - ・ 医療従事者への普及・啓発事業やスキルアップ研修の支援
  - ・ 多職種連携に関する会議や研修の支援
- 住民への普及・啓発
  - ・ 在宅医療や介護に関する普及・啓発
  - ・ 人生の最終段階における医療・ケアについての意思決定支援に関する普及・啓発

# 医療計画に記載する事項や指標等の見直しについて

## 見直しの方向性（案）

### （1）在宅医療の充実に向けた取組の進め方について

都道府県において取り組むべき事項を整理した通知<sup>1)</sup>について、在宅医療の体制構築に係る指針<sup>2)</sup>に反映させてはどうか。

1) 「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」

（平成31年1月29日厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省老健局老人保健課長通知）

2) 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」

（平成29年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（平成29年7月31日一部改正））

### （2）在宅歯科医療の提供体制について

近年、口腔ケア（口腔健康管理）が誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔の健康と全身の健康との関係について指摘されており、「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」における議論の整理も踏まえ、在宅歯科医療をより推進するための指標例を追加してはどうか。

### （3）小児在宅医療の提供体制について

小児医療と在宅医療のそれぞれの提供体制が整合的となり、成育過程を踏まえた整備が可能となるよう、中間見直しにおいて「訪問診療を実施する診療所・病院数」、「訪問診療を受けた患者数」のうち、小児（15歳未満）についても指標例に追加してはどうか。

また、近年、増加傾向にある医療的ケア児に必要な支援を円滑に提供できるよう、第8次医療計画にむけて障害福祉計画等とも整合性を確保しながら検討することとしてはどうか

### （4）その他の事項について

以下については、第8次医療計画に向けて、引き続き検討を行ってはどうか。

- ・ 訪問診療を受けた患者数や訪問看護に係る項目等を原則として記載する具体的な数値目標として追加
- ・ 在宅医療の提供体制を評価するアウトカム指標
- ・ 多職種による在宅医療提供体制や災害対応を含めた、今後の在宅医療のあり方

# 在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例の見直し（案）

	退院支援		日常の療養支援		急変時の対応		看取り
ストラクチャー		●	●		●		●
		●		●			
		●					
プロセス		●					●
							●

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」・別表11（平成29年3月31日医政局地域医療計画課長通知）より 22

※下線は、第7次医療計画で新たに追加された指標

## 2. 医療と介護の連携

在宅医療・介護連携推進事業について、全ての自治体において事業が実施されている中で、市町村において、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつ、PDCAサイクルに沿った取組を更に進められるよう、現行の事業体系の見直しが必要である。「認知症施策推進大綱」や看取りに関する取り組み等の最近の動向も踏まえることが重要である。各市町村においては、単に事業を実施するだけでなく、地域課題や取組内容の見える化を進め、目的をもって事業を進めていくことが重要である。医師会等関係機関や医師等専門職と緊密に連携して取組を進めることが重要である。

在宅医療・介護連携推進事業について、切れ目のない在宅医療・介護の実現に関する目標を設定し、地域の目指す姿を住民や医療・介護関係者で共有できるようにすること、認知症等への対応を強化すること、事業項目すべての実施を求めるのではなく、一部項目の選択的实施や地域独自の項目の実施を可能とするなど、一定程度地域の実情に応じた実施を可能とすること、事業体系を明確化して示すことが適当である。地域包括ケアシステムの理念達成に向けて取り組まれるようにすることが重要である。この理念の達成に向けて、都道府県や市町村において、医療や介護・健康づくり部門の庁内連携を密にし、総合的に進める人材を育成・配置していくことも重要である。

- 都道府県においては、地域医療構想の取組との連携や医師会等関係機関との調整、研修会等を通じた情報発信や人材育成、保健所等による管内の広域的な調整やデータの活用・分析を含めた市町村支援等を更に進めることが必要である。
- 国においては、自治体における取組を支援することが必要である。自治体がPDCAサイクルに沿った取組を進めるにあたり活用可能な指標の検討を進めることが適当である。在宅看取りの状況等評価に資するデータを取得できる環境整備を進めることも重要である。また、課題抽出を含め事業実施にあたり活用できるよう、地域包括ケア「見える化」システム等を活用できる環境整備を進めることが適当である。事業の好事例を横展開することも重要である。